

# 林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成14年12月16日(月)

KKRホテル東京 孔雀の間

2 開会及び閉会の時刻 14:00～15:42

3 出席者

委員 佐々木会長 有馬委員 飯塚委員 井本委員 太田委員

小澤委員 海瀬委員 加倉井委員 加藤委員 久我委員

倉沢委員 栗原委員 木平委員 小林委員 瀬田委員

高木委員 田中宏尚委員 速水委員 松本委員 安原委員

吉田委員

幹事 関係府省

林野庁

4 議題

議事 (1) 地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策(案)について

## 5 議事の内容

午後2時00分 開会

佐藤林政課長 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

それでは、委員の方々の出席状況についてご報告いたします。本日は、委員30名中、現在19名の方が出席されておられます。林政審議会令第6条第1項によりまして、当審議会の定足数は過半数とされており、定足数を満たしておりますので本日の審議会は成立しております。

なお、今回より審議は公開されております。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

佐々木会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、年度末のご多忙中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず、大島農林水産大臣からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

大島農林水産大臣 大島でございます。

佐々木会長をはじめ委員の先生方におかれましては、ご多忙のところ、林政審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

御承知のように、森林は、木材の供給をはじめ、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しており、豊かで安全な国民生活の基礎・基盤をなすものでございます。この国民共有の財産であります森林を将来にわたって健全に育成し、次代に引き継ぐことが我々に課せられた責務でございます。

加えて、森林は、二酸化炭素の吸収や木材資源の供給を通じた循環型社会の形成など、地球温暖化の防止に大きな役割を果たしており、このことが、京都議定書の下で、明確に位置づけられておるところでございます。

このような中で、我が国は、今後、温室効果ガスの削減目標6%のうち、3.9%を森林の適正な整備・保全の実施による森林吸収量により確保することとしており、政府全体としてこの目標の達成に取り組んでいく必要がございます。

しかしながら、我が国の森林林業を取り巻く情勢につきましては、林業経営の採算性の悪化による林業生産活動の停滞等により、森林の有する機能の発揮に支障を生ずることが

懸念される状況となっており、仮に、現状程度の森林整備水準で推移した場合は、確保できる吸収量は目標を大幅に下回るおそれがあります。

このため、我が省といたしましては、地球温暖化対策推進大綱に則しまして「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、国際社会における責任ある一員として、我が国が森林整備の強化等を通じた地球温暖化防止の取り組みを着実に進めていく上での指針とするとともに、これに基づく所要の対策に全力を挙げて取り組んでまいります。本年の補正予算、また、来年度の予算編成等におきましても、全力で努力していく所存でございます。

本日は、森林吸収源10カ年対策の案についてお諮りし、ご審議をいただくこととしておりますが、忌憚のないご意見を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後に、佐々木会長をはじめ委員の先生方には、これまでも数々の貴重なご提言をいただきましたことに改めて感謝申し上げますとともに、今後の林政の推進に当たりましてご支援をいただきますよう心からお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐々木会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に関するご審議をいただくことといたしております。それでは、大島農林水産大臣から、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策についての諮問をお願いしたいと思います。

大島農林水産大臣 どうかひとつよろしく申し上げます。(諮問文手交)

佐々木会長 どうもありがとうございました。大島大臣におかれましてはご公務につきご退席されますが、ご多忙中のところご出席を賜り本当にありがとうございました。

大島農林水産大臣 どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐々木会長 それでは、ただいま大島大臣より諮問のありました「地球温暖化防止森林吸収源の10カ年対策」につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

計画課長。

梶谷計画課長 計画課長の梶谷です。よろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

資料1、2、3、それから、参考がついておりますが、説明につきましては資料2で説

明をさせていただきたいと思います。なお、資料1につきましては、この概要を整理したペーパーになっております。

それでは、1ページ目、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策（案）」ということで、懇談会におきましても大体の枠組みについてはご説明してまいったところではありますが、まず1ページ目の最初には、そういった枠組みの中の背景といったものを整理しております。

最初に、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、これが1994年に発効したわけですが、この枠組条約に基づきまして、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する「京都議定書」が1997年に採択されたということです。

それから、次のパラグラフに参りますが、こうした中、京都議定書におきまして6%というものを我が国は約束したわけですが、そのうち3.9%、1,300万炭素トンですが、これを森林の吸収量により確保する、こういう点が「地球温暖化対策推進大綱」として14年3月に決定されたものであります。こういうことが目標とされるとともに、2003年～2012年までの10年間に於いて10カ年対策を展開するということが大綱で位置づけられたこと、こういうことを整理しております。

それから、4つ目のパラグラフですが、こういうことを踏まえまして、10カ年にわたり、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備等を、ステップ・バイ・ステップの考え方に基づきまして、総合的に実施するということによりまして1,300万炭素トンの確保を目指し、本対策を策定するということ整理をしております。

それでは、10カ年対策の中身といいますか考え方について入りたいと思います。

「基本的考え方」、一番下の方に書いておりますけれども、京都議定書におきまして、森林による二酸化炭素の吸収量の算入が認められたわけですが、その対象につきましては、1990年以降、新たに造成された森林、それから、適切な森林経営が行われた森林に限るということにされているところであります。我が国の状況におきましては、新たな森林の造成の可能性というのは極めて限られているということで、適切な森林経営を進める必要があるという点に触れております。

次のページ、2ページ目ですが、関係する定義等につきまして、「注」で整理しております。その中で、2つ目のポツですが、「適切な森林経営」とはということではありますが、国際的に定義されているものは、鍵括弧で書いてありますが、「持続可能な方法で森林の生態

学的（生物多様性を含む）、経済的、社会的機能を十分に発揮する管理と利用のための一連の行為」というふうになっております。こういうことを踏まえて、我が国の状況からどういものが該当するかということで、次の、で整理されているということでありませう。

1つ目は「育成林」。これにつきましては、2010年時において1,160万haということが目標にされておりますが、これにつきましては適切な整備・保全を図るという点であります。

2つ目は「天然生林」でありますけれども、これにつきましては、法令等に基づき保護・保全措置がとられている保安林、保護林、自然公園の特別地域等でありませうが、これは今後の保安林指定面積も踏まえまして590万haとなるということになります。この2つを合わせますと1,750万ha、我が国2,500万haの約7割に当たります。したがって、我が国の森林の7割が「適切な森林経営」が行われていると位置づけられる必要があるということでありませう。

次に(2)でありますけれども、こうした森林経営を進めるということは、何も地球温暖化防止森林吸収源対策だけではなく、森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図り、国民のさまざまなニーズを満たすとともに、木材利用を通じた循環型社会の構築に貢献し、そして、山村地域の活性化というものに役立つ等、多くの意義を有するものという点に触れております。

なお、昨年閣議決定されました森林・林業基本計画、これはこのような森林の多面的な機能の持続的発揮を図る適切な森林経営、あるいは、森林資源を利用した循環型社会の構築を目指して策定されたものでありませうして、これに関する目標が定められておりますので、この目標を達成することが、とりもなおさず適切な森林経営の確保というものにつながりませうして、このことによって1,300万炭素トンの吸収量の確保が見込まれるということについて触れております。

こういうことを踏まえまして、(4)ですが、森林・林業基本計画に基づくとともに、地球温暖化対策推進大綱におきましてステップ・バイ・ステップのアプローチをとり、第2ステップ、第3ステップの前年に評価を行って、必要に応じて施策を見直すということになっておりますので、森林分野に関しましてもこういうことを踏まえた評価と見直しを行って、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマス利用、国民参加の森づくり、この4点を基本として推進するとともに、吸収量の報告・検証のための体制の強化を行うための対策を強力に推進するということとしております。

次のページ、3ページ目ですが、(5)ですが、地球温暖化対策の推進ということは、政府全体として取り組む課題であります。これは大臣が先ほど触れたとおりであります。そうすることで、政府全体として取り組むという中で、将来の安定的な財源の確保に向け、温暖化対策税等の新たな税財源措置等についていろいろな角度から検討がされるということになっておりますので、こういうことも踏まえながら対応をしていくこととするとしていくところであります。

次に、「10カ年対策の目標」であります。先ほど申し上げました4つの点に関しまして、次のように取り組んでいきたいという目標を掲げております。

1つは、「健全な森林の整備」であります。これは育成林全体約1,160万haにつきまして健全な森林整備を展開すると、その場合、基本計画である全国森林計画に基づきまして地域森林計画というものが策定されておりますので、これら計画に掲げられております数値目標に基づきまして適切な整備を行うということを考えております。

次に、「保安林等の適切な管理・保全等の推進」ですが、これは先ほど申し上げました590万haというものにつきまして、例えば水源のかん養など保安林等の指定目的に応じた機能が持続的に確保されるといったことに配慮しながら、良好な管理・保全等の実現を目指すということを目指したいと思っております。

それから、「木材及び木質バイオマス利用の推進」ですが、多面的機能発揮のために森林整備を行うということになりますと、そこから供給される地域材が出てまいります。これら地域材につきまして、住宅や公共部門等における利用を促進するということが、もう1つは、地域の特性に応じた林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスの利用を促進するということを考えておるところであります。

それから、「国民参加の森林づくり等の推進」の関係ですが、森林・林業に対する国民の理解と森林吸収源対策への支援意識の醸成を図るために、広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動、森林環境教育を推進するということを考えておるところであります。

次に、「対策の内容」です。

「対策の実施に当たっての展開方向」ですが、次のページ、4ページです。基本的な考え方ですが、まず1つ目は、民有林と国有林を通じ、山村と都市との連携を図り、国、地方公共団体、事業体及び国民が一体となって、森林整備の必要性等について理解を共有し参画する取組として展開するという点。

2つ目は、関係省庁との連携を図り、林業・木材産業の構造改革を推進し、コスト縮減等を図るということ、こういうことを通じまして、最大限の効果の確保を図るということとしているところであります。

それから、温室効果ガスの排出の抑制等のため政府自らが率先して実行するということの意義は高いということで、政府の実行計画というものがつくられるということになっております。そういう中で、特に国が管理しております国有林野におきましても、その健全な森林の整備、適切な管理・保全、こういうものを積極的に行うとともに、木材利用等の推進も国全体として進めるということとしたいというふうに思っております。

それから、(2)に整理してありますが、対策の具体的な取組は、ステップ・バイ・ステップのアプローチということで考えております。政府全体による地球温暖化対策推進大綱におきましてもステップ・バイ・ステップのアプローチをとるということにしているところでありますので、森林分野につきましても第1ステップ、第2ステップ、第3ステップに分けて対策を行っていきたいと思っております。

まず第1ステップにおきましては、各地域における効果的な森林吸収源対策の展開に向けた行動計画の策定、それから、既往の対策のみではなかなか整備・保全が進んでいない箇所への解消に向けた整備手法の強化、それから、この整備を担う担い手の確保、こういった体制整備に直ちに着手するということを考えております。

それから、第2ステップであります。第1ステップにおけます対策の進捗状況等を踏まえて、目標達成に必要な追加的な施策を含めた森林整備の強化を図るということを考えております。

第3ステップにつきましては、これは約束期間に当たりますので、第2ステップまでの対策展開の成果を踏まえて、目標の達成に万全を期するというので、施策の着実な推進に努めたいということで考えております。

さらに、森林吸収量にかかる報告・検証体制につきましては、2007年にその体制について報告をするということになっておりますので、第2ステップまでの間にその整備を図り、第3ステップにおいて適切な報告を行うということとしているところであります。

次に、「具体的対策」であります。

まず、「健全な森林の整備」でありますけれども、先ほど申し上げたように、まず行動計画の策定であります。各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等、幅広い関

係者の参画のもとに作成をしたいというふうに考えております。それから、そういう行動計画に従いまして、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林の整備、それから、生態系の再生等の取組を推進するというふうに考えております。

次のページ、5ページ目に行きますが、ここでは、間伐の実施、次のポツで、林齢の高い人工林の適切な密度管理、育成複層林施業等、二酸化炭素を長期にわたって固定し得る森林づくりの推進、次のポツで、広葉樹林の保育、整備、あるいは針広混交林化、こういうことを推進するという点を書いております。

それから、流域保全上重要な奥地水源林におけます森林の整備、あるいは、未立木地の解消を図るとともに、荒廃した里山林の再生、耕作放棄地等への植林、保育というものを推進したいというふうに考えております。

こうした整備に不可欠な路網でありますけれども、これにつきましては、効果的な路網の組合せによる低コスト化、自然環境の保全に十分配慮した整備を推進していきたいというふうに考えております。

それから、森林所有者による施業、経営が十分に行われていない森林につきましては、意欲ある担い手への施業、経営の委託の積極的な推進、それから、所有者等の自助努力ではなかなか整備が進みがたい森林につきましては、公的主体による整備というものを推進していくこと。

それから、森林整備を支える山村地域の活性化という観点から、緊急雇用対策事業を活用して、UJターン者をはじめ各地域の森林整備を担う森林・林業の担い手を確保するという、いわゆる「緑の雇用」の対策を推進していくというふうにしております。

次に、「保安林等の適切な管理・保全等の推進」ですが、森林の荒廃を防止するという観点から、治山施設の効率的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用によりまして保全対策の実施を進めるということとしております。

その中身ですが、1つ目としては、保安林の計画的な指定、保護林制度による保全・管理の実施というものを考えるとともに、次のページですが、荒廃した保安林あるいは崩壊の防止するための治山施設の整備、奥地水源地域における荒廃地の復旧整備というものを推進すること、さらには、松くい虫被害に対する松林保全対策をはじめ、森林病虫害等の適切な防除を推進するという点、それから、自然公園等におけます巡視の実施など適切な保全管理、こういうことを実施したいというふうに考えております。

それから、「木材・木質バイオマス利用の推進」ですが、木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革、住宅・公共部門等への木材の利用拡大、木質資源利用の多角化、こういうことを進めていきたいというふうに思っております。

特にその中で2つ目のポツにありますように、品質・性能の明確な木材を低コストで安定的に供給し得る体制の構築、こういうことを進めることによって住宅・公共部門における木材利用を促進すること。それから、5つ目ですけれども、林地残材、製材工場残材等を活用したバイオマスエネルギー利用施設の整備を推進する、こういうことを考えているところであります。

「国民参加の森林づくり等の推進」につきましては、森林吸収源対策への直接参加、支援意識の醸成のために、イベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育等を通じまして、幅広い国民の理解と参画を促進したいというふうに考えております。その場合、7ページ目ですけれども、地域住民のみならず、NPO等の多様な主体の参加と連携ということを考えていきたいと思っております。さらには、総合的な学習の時間等の利用、あるいは、学校林等の活用によりまして森林環境教育、青少年等による作業体験等を積極的に推進していきたいというふうに思っております。

最後に、「吸収量の報告・検証体制の強化」であります。2007年に予定されております吸収量の算定・報告体制にかかる条約事務局の審査に向けまして、必要な森林資源情報の収集システムの整備等を進め、報告・検証体制を強化するということにしております。

まず、これにつきましては、吸収量報告に不可欠な森林簿情報の精度の検証・向上、各地域における吸収量情報を国として整理し、報告するためのデータ収集システムの構築ということを考えております。

それから、森林の動態変化につきましては、モニタリングの充実、活用を図るという点と、施業が行われた森林の位置を地図情報として管理できる森林GISの導入を進めていきたいと思っております。

そのほか、森林土壌中の炭素変化量に関する調査、我が国における森林経営による二酸化炭素吸収量の算定手法の開発、こういったことを進めていきたいというふうに思っております。

続きまして資料3でになりますが、推進プログラムでございますが、ステップ・バイ・ステップ・アプローチの考え方について整理したものであります。

1 ページ目の一番上の欄、第1ステップ、2003年～2004年、第2ステップ、2005年～2007年、第3ステップ　これは第1約束期間になりますが、2008年～2012年というふうになっておりますが、基本的な考え方といたしまして、第1ステップにおきましては推進体制の整備ということに全力を挙げていきたいと思っております。このためには、行動計画の策定、担い手の育成・確保等の施策を実施していきたいというふうに考えております。

次に第2ステップですが、これは約束期間において所要の水準等を確保するための追加的対策の実施というふうな考え方で対応をしていきたいと思っております。第1ステップにおけます進捗状況を踏まえて、必要な追加的対策・施策を進めて、第1約束期間前に、目標の達成に必要な諸条件の確保が図れるよう、対策の展開を図るということで、第2ステップにおきまして必要な整備が確保されるよう、追加的な対策を実施していくということにしております。なお、この第2ステップに関連いたしましては、いわゆる温暖化対策税というものが検討されているということもありますので、そういうものを踏まえた対応になるというふうに考えております。

第3ステップにつきましては、これは約束期間ということで、森林整備、保全等の着実な推進ということで、第1ステップ、第2ステップにおける対策展開の成果を踏まえて、目標の達成に万全を期すということで推進を図っていくということとしてございます。

2枚目以下は、分野別のステップ・バイ・ステップのアプローチについて整理したものであります。内容につきましては、先ほどの案本体の方でカバーされていると思っておりますので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

以上、10カ年対策の案についてご説明申し上げました。

佐々木会長　どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明のありました「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」につきまして委員の皆様方のご意見を伺いたいと思っておりますが、今2つのペーパーについてご説明をいただきましたけれども、まず2の件についてご意見をいただきたいと思っておりますが。

この前の懇談会におきまして一通りのご説明を受けておりますので、全体的に、どこでも結構でございますので、ご質問をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

小澤委員　全体論的な話になるのですけれども、今のご説明を聞いておりまして、この10カ年対策が世の中に出ていきますと国民の森林に対する関心がより高まってくると思

ます。今回の温暖化対策で、森林の機能に対する相当の期待がありますし、また、この10カ年対策もそういう期待に沿って立てられているわけでありませうけれども、その期待が高まり関心が高まるということは、同時に、国民の自主的な参加と協力が欠かせないということでございますから、そのような対応ができるかどうかということに私はちょっと関心を持ってお聞きしておるわけでありませうけれども。

そうしますと、この基本的考え方とかこの目標、これはその方向を示すものとして非常に整理がされてきているなという感じは抱いているんです。私が今申し上げたいのは、さらにその対策の内容なのではございませうけれども、これもかなり、いろいろ、このステップ・バイ・ステップとか具体的対策ということで整理されているのではございませうけれども、国民の参加と協力ということになりますとこの具体策というのはより具体的である方がより効果があると、ですからこれをどこまで具体化するかということ論議、より一層の動きがあってもいいのではないかと私は実は考えています。

例えば、緑の雇用というのは非常に社会に1つの希望を与えているのではございませうけれども、この緑の雇用を推進するというだけではやはり具体策としてはまだちょっと弱いのではないかと、これを推進するために、例えば各地域の受入れ体制をどうするのかとか、もっと踏み込んだ議論が必要かなというふうに思います。これを今1つ1つ言うわけにはいきませうけれども。

それから、地域住民とNPO等の多様な主体の参加と連携、これもこれだけではなかなか具体策としてはまだ足りないかなという感じがするんですね。つまり、こういう人たちに参加して連携してもらう、これはどうやってやるんですかということになります。それから、参加するとなると、その活動空間も必要なのではございませうけれども、それをどういうふうにして提供していくのだろうかとか、いろいろまだ私はあるのではないかと感じておりますので。

かなり具体的にはここで書かれているのではございませうけれども、この辺につきまして、より具体的な取組指針となるようなものを、要するに、この事業内容をより一層具体的に表現していく方が効果が上がるのではないかなという気持ちがございますので、この点について申し上げたいと思います。

佐々木会長 何か今のお答えというか、いろいろな細かい点はいっぱいやっておられるのだろうと思いますけれども、実例か何か1つございましたら。

梶谷計画課長 確かにもう少し具体的に書いた方がいいという考え方もあると思います。ただ、これから対策をスタートしていく上で我々が考えておりますのは、最初に、まず地域における行動計画をつくっていただくというふうに思っております。その中で、NPO、地域住民、すべて入った形で計画を策定していただいて、1つ目は地域における整備すべき具体的箇所を明らかにする、2つ目に、それをどう整備するかという手法、これも含めた計画にさせていただきたいと思っております。

この中でよりその地域に応じた具体的な対応というのが出てくるというふうに思っておりますが、内容については、もう少し書き込めるところがあれば、今後、予算等の状況も関係してくると思いますので、そういうのも踏まえて対応はしていきたいというふうには思っております。

佐々木会長 今のところ林業に関してはNPOだとかNGOだとか結構いろいろな団体が各地に出てきていろいろな活動をなさっているわけですから、それをまとめていくということも1つあると思いますけれども。

私から1つ質問したいのですけれども、本当はいけないのかもしれないけれども。この「基本的考え方」で、一番最初に、1990年以降に何らかの処置をした森林が必要であるということはよくわかったのですけれども、現在いろいろと議論になっている国際間のCDMあたりでは、どちらかというベースラインを引くというような話も出てきていますね。そういうことはここであってはならないと僕は思うのですけれども、その辺の議論がどういうふうになっているのか、それはないのでしょか。

梶谷計画課長 国内の森林吸収源対策につきましては、1つの定義はCOP7のときにできまして、新たに造成した森林と森林経営については持続可能な方法で云々の一連の行為という定義がありますが、この定義につきましてはこれ以上議論が深まるということはありません。そういう中で各国がどういう森林経営をやっているかということを前提に条約事務局に吸収量の報告をするときに、我が国としてはこういう経営を、行っているという事に基づき、これこれの吸収量をということを決めます。それで、果たしてこれが認められるかどうかは、まさにいかにデータを出すかによってかわってくると思います。したがって、CDMのようにベースラインというのがある、そこからどれだけ吸収が起きたかということについては、いわゆる我が国が適用しようと思っている森林経営の中ではそういうものはないというふうに認識しているところであります。

佐々木会長 ぜひともそういう議論をしていただきたいと思うのですけれども。

ほかに何か。

どうぞ。

吉田委員 資料2のところの「基本的考え方」の(5)ですが、ここに、今後の財源対策として、「温暖化対策税等の新たな税財源措置を含めた角度からの検討が必要」というふうに書いてありますが、今これは非常に大事な課題だと思うのですが、現在の検討状況と今後の見通しはどうかということと、あわせて、ここに「本体策の今後の評価・見直しに当たっては、このことも踏まえて対応していくこととする」とありますが、さっきのご説明で、資料3の方では第2段階のところ導入をするというようなお話もあったかと思うのですが、そういうふうに理解してよろしいのかどうかということです。

梶谷計画課長 まず検討状況ですけれども、本年の6月ですが、中央環境審議会におきますいわゆる温暖化対策税制専門委員会の中間報告の中で、一定の考え方が出されまして、その中で特に温暖化対策税につきましては、第1ステップの状況を見つつ、必要があれば第2ステップ早々できるだけ早い時期に導入したいということが書かれております。

その後、温暖化対策税の案につきまして具体化に向けた検討が行われているものと理解しているのですが、最近の現状につきましては、経産省の関係のエネルギー特別会計の議論がありまして、そっちの方の議論が主体に行われてきたのではないかというふうに思っております。ですから、今後、積極的な議論が行われていくものと思っております。

それから、後段の方ですが、そういう税財源措置が出てくれば、基本的には温暖化対策を進めるに当たって、その目標達成のためにはやはり相当の財源が要することは事実でありまして、そうすると、どこからその財源を持ってくるかということが重要になりますので、私どもとしましては、温暖化対策税の検討が急がれて、その中で森林の吸収源というものもきちんと位置づけられるということが理想的であるというふうに考えておりますので、そういうことを期待しているところであります。この関連につきましては、環境省とも協議会の下に幹事会というものを設けまして、議論をしていくということにしているところであります。

佐々木会長 小林委員、どうぞ。

小林委員 森林のCO<sub>2</sub>吸収問題につきましては、これはもう国家間というか国際的な取組だということは承知した上で申し上げたいのですが。

現在、民間のほかの他産業では、いろいろな企業間で排出量取引というようなことが行われるようになりつつ、体制がそうなりつつあるわけですが、森林、特に民有林で、自分の所有する森林の吸収量について、これが取引の材料になるのではないかというようなことを言わないとも限らない、その辺のところはどういうふうに対応というか、どういうふうに考えて整理しておくものなのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

梶谷計画課長 排出量取引と同じような形で森林の吸収量取引がやられるかどうかということだと思いますけれども。

まず頭の中に入れておかなければいけないのは、1つは、まず取引が成立するためには、排出についてのキャップ制が引かれることが1点なのかなと思います。それと、仮にキャップ制が引かれても、国内でそれを適用しようと思うと、排出削減をある企業はしたくないから日本の森林の吸収量で対応するということになりますと、全体の削減計画の6%というもののうちの3.9%が吸収ですから、削減すべきところを吸収量でカバーすると削減をさらにどこかでしなければならぬということになる難しさはあると思います。ただ、森林というものの整備ということを考えれば、先ほど財源の話をしましたけれども、財源的な措置としての位置づけはあると思いますので、今後恐らく第1ステップの終わりぐらいにはいろいろな議論がされると思いますので、そういう中でどういうようなやり方があるのかということも含めて検討がなされ、あるいは我々としても検討をしていく話なのかなというふうに思っております。

佐々木会長 ほかにはよろしいでしょうか。

木平委員 「吸収量の報告・検証体制の評価」という項目です。健全な森林が育てられることによって、その成果というのは言うならば成長量、蓄積、伐採量、木材ということで、具体的な4つがあらわされていると思います。その具体的な量をいつもつかみ、そして公表するということが極めて具体的に重要なことだと思います。それで、そういう検証体制を強化するために、この7ページの案の中では、データ収集システムをつくる、モニタリングの充実を図る、森林GISの導入を図る、これは欠くことができないと思います。

そこで、これはつくるのではなくて、つくと同時に、これは一般に公表できるものだと思うのですけれども、公表する時期はいつごろかということ、内々でも結構ですから、もうスケジュールの中に入れていく必要があるのではないかと思います。少なくともこの第2ステップの期間のいずれかのときには外部に出せるようなレベルのものを用意しない

といけないのではないかと、これは私の意見です。

佐々木会長 まさに、最終的には、本当にしているかどうかということはやはり検証しないとイケないということでございます。その辺はこれからも引き続きやっていただきたいと思います。

ほかに何かご質問はございますか。

どうぞ、速水委員。

速水委員 2の方の4ページの「具体的な対策」の頭のところに、地方公共団体、林業関係者、NPOなどがみんな参画してというふうに書かれているわけですが、今回のこのいろいろな対策を読ませていただきますと、今までの新しい林政の方向のものをある意味で少しずつ強化しながら書き出してきたというふうにとらえがちなのですが、例えば、森林の経営者がこの温暖化対策に対してより一層積極的な森林管理を行っていくような誘導策、あるいは、より一層積極的な森林管理を行えばどこかで評価されていくというふうな、べったりとしたボトムアップ型の対策とともに、そういう優位性というか積極性を持つ対策というふうなものが、ここですよというのが余り見受けられないような気がするんですね。

民間の他の産業界では、今のお話のように、CDMを目指したような形で排出量を減らすとか、努力が各企業で行われるようになってきているわけですが、林業の場合、これは減らすのではなくて吸収させるわけですからなかなか難しいのかなと思うのですが、私有林側から、あるいは民有林と言った方がいいのかもしれないかもしれませんが、市町村有林含めての対策として、より一層努力をすればというこのところは何か出てこないのかなと。あるいは、ここには、ここを読んでください、ありますよというのがあればお聞かせいただきたいと思います。

梶谷計画課長 私有林のことは明確には書いていないのですが、基本的には、すべて公的にやるということにはならないと思いますので、私有林の整備によるということは非常に大きいというふうに思っています。

その場合、総合的に考えていかなければならないと思っていますのは、利用とか担い手とかそういうところも含めた対応が必要であります。そういう意味で、この対策全体は、木材関係の利用の促進も含めて書かれておりますし、それから、担い手問題では先ほど申し上げました緑の雇用の関係を書き込んでおります。それから、どうしても所有者ではな

かなか難しいという点につきましては、公的整備を進めるという表現も書き込んでおります。

それから、具体的な対応になると思うのですが、例えば広葉樹の導入でありますとか長伐期等につきましては、これを進めるとだけ書いてありますけれども、実際には、予算要求の中で具体的なインセンティブになるような条件の改定等も考えておりますので、そういうのを含め総合的にやることによって私有林に対するインセンティブ的なものを与えるといえますか、そういうものを含めまして対応していくということでありますので、私有林を全く無視しているものではないという点についてご理解をいただきたいと思います。

佐々木会長 どうぞ、太田委員。

太田委員 3点コメントをさせていただきたいと思います。

まず最初は木平委員も言われましたデータの問題ですけれども、これは温暖化そのもの話ですが、森林そのものの経営にとっても当然ですがデータというのは非常に重要ですので、このデータの ここには3項目書いてありますけれども、せっかくですので、全部一体でかなり広い視野でぜひ初めてもらいたいというふうに思っております。それが1点でございます。

もう1つは、4ページになりますけれども、国有林について政府が行うということのくだりで政府のことが書いてありますけれども、温暖化の防止というのは政府こぞってやっているわけで、他省庁も木材を使うというような意向が出てきているのではないかと思うんですね。そういうものについて彼らの使いやすいような体制をとるなり、あるいはさらに使ってもらおうというようなことをやはりこの項では、補言だけではなくて、政府自体が使いたいと言っているはずですので、他省庁にも対応できるというようなことを書いたらいいのではないかなという気がするわけです。

3番目は解釈の問題ですが、実は3ページの10カ年対策の目標の3番のところでございますけれども、いつもこの文章を読みますと、「望ましい森林の整備を通じて供給される地域材について」というようなことなのですけれども、多面的機能の中には木材そのものの味また資源の循環利用林として入っているのです、この中に木材そのもの、つまり、木材生産をかなり行っても多面的機能を発揮できる地域というのがあるわけですね、そういう部門のところについては、木材生産そのものもこの中に入っているという読み方をしたいのですけれども、この文章はいつも何かそのあたりが、多面的機能の整備に入っているとは

思うのですが、むしろ公益的機能の整備から出てくるというような感じに読めてしまって。これは私の解釈かもしれませんが、そんなことで、さらに長期的に考えますと、ぜひ木材を使ってもらおうという話、これは吸収の話よりさらに長期の話になりますが、木材をもっと使ってもらおうことが温暖化にプラスになるというところが全体にちょっと弱いのではないかなという気がいたします。

3点コメントですが、よろしくをお願いします。

佐々木会長 非常に難しいところですね。

梶谷計画課長 データについては、ご指摘のとおり、今後対応をしていきたいと思えます。

それから、国有林の関係でこれを整理した部分につきましては、木材利用というのは政府自らやるという部分で国有林とは切り離して書いたつもりです。

それから、木材そのものが温暖化対策になるということが欠けているのではないかとこの点ですが、この書き方だと、整備から出てくる木材というふうに整理していますが、我々の頭としては、整備が行われれば木材が出てきているし、木材が利用されなければまた整備が進まないということで考えておりますので、そういう点につきましては修正についても考えてみたいと思います。

佐々木会長 基本計画等で、循環利用林とか、いろいろとそういう言葉はありますよね。要するに生産林も入っているわけですから、その辺のところは言われたとおりに直ると思っています。

どうぞ。

高木委員 こういう適切な整備・保全をしていくために雇用労働力が中心になっているのですが、労働力に大変重視されていていいと思うのですけれども。

3点お伺いしたいのですけれども、こういう適切な整備・保全をやる上で年間どれぐらいの必要労働であるというふうに算定されているのか。それが無理にしても、例えば地形とかいろいろなことによって違うのでしょうかけれども、例えば100haあたりどれぐらいを見込んで整備を考えられているとか、計算の基礎になるような何か資料・データというものをおやりになっているのかどうか、それが1点です。

2点目は、こういう担い手を確保するために適切な施策を展開するというふうにお書きになっているわけですが、具体的にこうした担い手を育成するためにこれまでと違

ってどんなことをお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目に、緑の雇用というのは大変いいと思うのですが、ただ、そのときに、これはトーンがついているからいいと思うのですが、現在の政府がおやりになっている緊急雇用対策事業、こういうものを利用すると書いてありますが、現在のいきますと、6カ月期限付雇用とか、こういう少し長い目で見て労働力を確保する上では不十分なところもあるのでは、そういうものをどう解明していくかということがないところのことは難しいのではないかと、そのあたりはどういうふうにお考えになっているかということ。

その3点をお聞きしたいと思います。

栗原委員 今のご意見に関連しましてよろしいですか。

ただいまのご意見と関連するので申し上げたいと思うのですが、実は私どもの山林では緊急雇用対策で山に入ってもらって、大変きれいになって見違えるような山になったということで地域の人たちは大変感謝をしているのですが、実はその指導者の人たちが少ないんですね。それで、大勢の人たちを預かった場合に、いろいろなところへ行きますと、本来の自分の仕事ができないで、その指導に当たっている時間ばかりで困ったもんだというような話が出てきます。

それと、先ほどお話が出ましたが、地元の人たちだと思いますけれども、半年間ではちょっと仕事としてはできないから、やっとできるようになったと思うとまたいなくなってしまうのではというそういう不安があって、非常に勤めているという人が少なくなるのではないかと、ということです。

ただ、私は、先日、研修で、全国からフリーターの方たちが集まって林業関係者の研修会をやったのですが、そのときに、今までは30代か40代後半ぐらいの方が多かったのですが、20代の方が非常に多くなってきたということは、やはり山に対する関心が若い人たちに浸透してきたかなと思うので大変うれしく思ったのですが、また、その人たちが非常に山に情熱を持っているので、やり方によっては大変いい施策になるのではないかと、思っております。

以上です。

佐々木会長 では、これについて。

小西林政部長 林政部長でございます。

まず、高木委員の、緊急雇用対策と緑の雇用との関係、それから、労働力の関係もございますけれども、緊急雇用対策は13年度から始まりまして、13年度の実績で新規雇用者が約3,500人、14年度の計画では1万1,500人の予定をいたしておりますが、都道府県において既に森林整備等に従事し、これを本格的な雇用につなげるということで、今、スタートしているわけでございます。

私どもは、この緑の雇用対策ということで、これをやはり本格的な雇用につなげていくということで、オン・ザ・ジョブ・トレーニング等を通じて、熟練した労働力を確保する方向で、これを進めていきたいというふうに考えております。厚生労働省と連携してはいますが、厚生労働省の方としても、今は6カ月間という短期の雇用ですが、これを更新して1年に延ばす、一定の要件を満たすものは延長していくというようなことで対策を強化していくというふうに聞いております。

今後、こうしたものを通じて年間の労働力がどうふうになるかということについては、今、試算をしておりますけれども、高齢化が進んでおりますので、そういったものを補填し、毎年平均して5,000人ずつぐらいを目標にこういったイターンやUターン者を含めて新規雇用を確保することによって、今、林業に専従的に従事している担い手を維持していき、そして、整備する面積も若干増えていきますので、そういった森林整備に必要な労働力を確保していくということで今予定しているところでございます。

倉沢委員 今回の問題は、一番最初は国際条約から始まっていると、そこから書き出しておられて、国際条約にはこういう条約があって、こういう問題に対処していかなければいけないというところから始まっているのですが、その割にはとっては失礼なのですが、全体を見まして、国際的な協力体制、特に技術協力的なものとか、情報交換も含めて、これは先進国との交流もありますし、反対に発展途上国との交流もあるかと思いますが、その分野が余りここに出ていないのでどのようにお考えかということ。

先ほどから問題になっております森林・林業の担い手の確保という点で、例えば、私はたまたまインドネシアのことを専攻でやっているのですが、インドネシアでよく聞かれるのは、日本とインドネシアの間にはG to Gで技術研修生という形で、実際にはオン・ザ・ジョブ・トレーニングで多少労働めいたことにも従事してもらっているわけですが、正規に何千名かの技術研修生を受け入れて各企業に配置しているというそういう制度がございまして、その制度の中で林業の部分はないのかというようなことをよく聞

かれます。インドネシアは御存知のように森林が非常に広くて、その森林のイリーガルな伐採の問題とか非常に難しい問題を抱えていて、森林保全の問題は日本からも学びたいというふうにときどき聞くんですね。制度的にそういうことが可能なかどうかは私にはわかりませんが、そういう海外からの、特に発展途上国からの技術研修生を受け入れつつ、我が国の森林・林業の担い手の確保にもつながるといような方法が考えられないものだろうかということをお聞きしたいのですが。

小西林政部長 大変難しい問題かと思いますが、農業の場合も農業研修生というのを期間を限って受け入れているわけですが、林業の場合、なかなか国内労働力の必要性との関係で非常に難しい問題があるというふうに聞いております。

林業の場合外国人の状況が今どうなっているのかは手元にはございませんので、また後ほどご報告をさせていただきたいと思いますが。

佐々木会長 どうぞ、森林整備部長。

辻森林整備部長 京都議定書という国際的な取組が発端になってこういう対策をとることになって、そういうことであればもう少し国際協力なりそういうものが入ってしかるべきではないのかなというお話でございますけれども、これは、要は、国内の森林のCO<sub>2</sub>の吸収源対策であるので、国内の森林をどうするかという点に限ってといいますか、その点について10カ年対策を取りまとめようということでございます。

倉沢委員 もちろん国内の問題だということは存じておりますが、その国内の問題をより効果的に解決していくに際して、国際社会との連携とか情報の交換とか、そういったことはやはり必要だと思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

辻森林整備部長 確かに、言われるように、その部分はあるかと思いますが、そこらあたりは少し書き込みたいと思います。

佐々木会長 この問題は、一番最後に先ほどから問題になっていたモニタリングのあたりで、これは国際間の協力がかなり進んでいますので、その辺も含めて考えるというのはいいことだと思います。

井本委員、どうぞ。

井本委員 先ほどから、国民参加の森林づくりということで、随分いろいろな雇用も含めたご意見が上がっていたようなのですが、市民とか国民の立場としましては、ぜひインパクトのある形で、目に見えるような形で対策が動いていくと市民の賛同も得られるし、

また、それに加わってくる方も多いのではないかと思います。そういう意味では、里山とか、ごくごく近くの困っているスギ林とか、そういうところを最優先に手をつけていただくとか、何かそういった方向も含めて大きなインパクトを、めりはりをつけていただきたいということが考えられます。

それからもう1つ、「NPO」という言葉が随分出てきますし、「青少年の」というような言葉も出てきますが、日本でNPOと言うとどうしても無償のボランティアというイメージがあるのですが、有償のNPO、現金はあげないけれども有償で2年なり3年なりのトレーニングと雇用というか、若い人たちでちょうど就職のない人たちがこれから増えてくることもあるかと思いますが、そういった有償のNPOというものをもう少し考えてもいいのではないかと。アメリカの場合ですと、国内で1,500万人がNPOで働いている。これは失業対策というよりも、人口がNPOの方に移動しているというようなことがあるわけですね。日本でも、何かもう少し森林というような公益的なものに対しては、そういうものを考えてもいいのではないかなというふうに思いましたので、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるか、あるいは、これからぜひ考えていただきたいということです。

辻森林整備部長 国民参加の森づくり、あるいは、いろいろな関係者が集まってということ先ほど小澤委員からも話があったわけでありまして、総論ではここに書いているようなことになるわけでございますけれども、先ほど計画課長が答えたように、地域で行動計画をつくって、具体的な、この森林は整備が遅れている、あるいは管理が不十分な森林をどういう形で手入れをしていくかと、あるいは、その実行主体をだれにしようか、あるいは、その予算をどういう形で確保しようか、こういったことを、地域の林業者だとか、あるいは地方公共団体とか、NPOだとか、こういう方たちに入ってもらってそこで議論をした方がむしろ自分らも参画をしているということになるだろうと思っております。そういうことをぜひとも行動計画で取りまとめていきたいというふうに思っております。

佐々木会長 どうもありがとうございました。

後段の方はいいですか。

梶谷計画課長 NPOの有償というお話ですけれども、森林の分野の場合、所有者との関係もありまして、実際は所有者が持ち出しをしているというような声も聞こえてまいります。ただ、そういう面もあるので有償で受け入れるかどうかという問題が基本的にはあると思います。ただ、それとは別に、NPOを含むボランティアに対しましては、一定量

を支援していくという仕組みもありますので、そういうものも活用しながらボランティア、NPOが自分たちで継続的にやっていけるようなことを考えていただければいいのではないかなと、そんなふうに思っております。この問題はまた課題として考えさせていただきたいと思います。

佐々木会長 どうぞ。

速水委員 実は私は森林のボランティアのNPOの理事をしておりまして、先日もその会議をやりました。実はその少し前に、今ちょうど井本委員がおっしゃられたように、森林の作業を請け負う森林作業NPOというのが実は岐阜県にございまして、そこに呼ばれて、ちょうどこの温暖化のCDMの話なのですけれども、彼らは興味を持っておりまして、余り金にはならないよという話をしてきたつもりなのですけれども、動いております。それで、県から、あるいは地域からいろいろな森林作業を請負なりでやっておりまして、そうたくさん給料はまだ取れていないのですけれども、食わしていただくのものはもう既にNPO法人として収入を得ているという形のも存在しております。

つくるときからいろいろと相談に乗らせていただいていたのですが、それは、最初に私が申し上げた、森林のボランティアのNPOとは完全に目的が違うと。彼らは、森林で有価できっちり作業をする人たちがいないから、自分たちはノンプロフィットでいいから有価で請け負いながら積極的に人を集めて管理をしていこうという方針と、ボランティアで、ただで ただでというか、極めて安い値段で森林を管理していこうというのと、私は両方と関係しながら見ていると、もうはっきりと体質が違うと。やはり、本当に有価でやっていこうという若い非常に勉強熱心な連中の動きを見ていますと、井本委員が言われたように、1つの、具体的にあの辺をもう少し研究されて、それを今回の対策の中で動かせば新しい雇用の体系として非常におもしろいのではないかなという感触を持っております。

佐々木会長 どうぞ。

梶谷計画課長 その関連でちょっと言い忘れたのですけれども、いわゆる林野関係の事業の中で、NPOが実施主体になってやれるような仕組みを今年度から導入しておりますので、そういうのも活用していただければ今おっしゃった部分にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

佐々木会長 どうぞ、加倉井委員。

加倉井委員 ずっと最初から、どうも委員が言っていることは同じことを言っているよ

うな気がしまして、それを私なりに整理してみますと、ここに書いてあること全部がすべて正しいし、いいことだし、ぜひやっていただきたいのだけれども、どうもインパクトがないんですね、これを読んでも、何も無い。あえて言えば、緑の雇用というのはやはりインパクトがあるんです。だから、みんな聞くんですよ、こうやって。NPOも聞くんですよ、だからみんなが。それから、税金もインパクトがあるから聞いているんですよ、みんなが。ですから、それに対応するような資料なり何なりを出していただいた方がいいのではないかと。これは注文です。

それは全体を言えなんて言いません。そんな、税金はまだ全然だめだし、財務省のいろいろがあるし、全体像を描けるわけではないのだけれども、萌芽は出ているわけでしょう、各地に。例えば長野県の知事が何かしたとか、いろいろなことの萌芽が出ていて、だから書いているわけでしょう。そういうものを書くインパクトがあって、具体的なイメージが頭の中に出てくるからおもしろいということになるけれども、このままですと、これは全部正しいけれども、今までやってきたことの延長をやるんだなみたいなイメージになってしまうから、これは例えば新聞、テレビに載らないですよ。だから、今までやってきたことをやるのでは載りませんよね。

ですから、そうすると、部分を言います。部分で税金の話がおもしろいから これは税金ですけども、私は、個人的に言うと、今これを出すべきではないと実は思っていますけれども。今、増税の話がいろいろ出ているときに、それに一緒にやっているようなイメージだったら……、全然、地球温暖化防止とは違うんだから。長い将来の話だし、これは森林が日本の1つの罪悪をどうやって償おうかという大きな話なので、それを一般論で、国は金がなくて税金を上げようという話と一緒に出したら、そんなものは違うと思いますよ。損をしますよ。もちろん私は賛成だけれども、出す時期というのはあると思いますよ。下手したら潰れますよ、今出したら。そういうことは皆さんの方が専門家によく御存知なのだから、ぜひその辺を考えてやっていただけないかと。

私の趣味で言えば、温暖化印みたいな、ここは特別にやるんだと もちろんいろいろなことをやりますよ、当たり前ですが、ここだけは絶対にやるし、ここに重点を置くんだということはやはり出すと、しかも具体的な例がわかるように、萌芽でも何でもいいから、今見えていることを出すと。さっき林政部長がちょっとお話になったのでかなり具体的な像も見えていますけれども。そういう出し方をしないと損をしてしまうじゃないですか、

これは国民を味方にすればお金でも何でも出てくるけれども、国民に愛想をつかされたら出てきませんよ。ですから、その辺をぜひ頑張ってくださいたい。全体は、もう一度言いますが、賛成なんです。

それからもう1つ、地域の行動計画というのに非常に重きを置いていらっしゃるけれども、私は地域をよく知っているつもりなのですが、そんなにこれに期待できないのではないかと。いまや市町村役場に林業を知っている人がどれぐらいいるかとか、係りがあるかないか御存知ですか。昔あったけれども消えてしまったところが山ほどあるんですよ。そこが仮に無理に鉛筆を投げて書いたって、それに重きを置けますか。

それからもう1つ、もっと大きな言い方をすれば、計画経済ではないのだから、先ほど速水さんがおっしゃったけれども、国有林というのは大きいからつい皆さんはそういう上からのあれでやろうとするけれども、そうではなくて、民間がやることをどうやって助けてやれるかというそういう時代だし、そういうのをうまく書かないと、計画経済や市場経済、民間の人にどうやってやってもらえるかというそんな発想でやっていただかないとなかなか難しいと思います。

内容は全部賛成ですが、ご注文だけ申し上げます。

佐々木会長 これは後で公表のときに、いろいろな考え方があって、別冊だとか、いろいろな漫画本をつくるのかいろいろとできるのだろうと思いますけれども。

どうぞ。

小澤委員 今の加倉井さんの話を聞いておって私も感じたのですけれども。

ここはどうなんでしょうか、4ページの最初の方に「林業、木材産業の構造改革」というのがあるんですよね。これは、恐らく、国が主導されるのかな。「関係府省との連携」だということを書いてある。この関係と　ただ、これも「コスト縮減等」という、この例示がすごくすーんとここで、もう少しこれは幅広いものではないかと思うんですね。

それからもう1つはこの行動計画なのですが、これは地域となっていますので、構造改革があって行動計画があって、このつながりがちょっとはっきりしないんですよね、確かに。ですから、この行動計画は何かアジェンダ10みたいなのができるのかどうかちょっとわからないのですが、これは政府が関与するのかもしれないかというのが実はちょっとあいまいでして、だから、その辺はもう少しつながりを持っていないと政策としては少しやはりインパクトが弱いかなという感じが今しているのですけれども、この辺はいかがでしょ

うか。それが具体対策というふうにならずに一貫したストーリーが構成されないと迫力がなくなるし、大体どういうふうに解釈したらいいのかなというのがちょっと出てきましたね、今お話を聞いていると。

以上です。

佐々木会長 どうぞ。

梶谷計画課長 今のお話ですけれども、林業・木材産業の構造改革と地域でつくる行動計画はちょっと違ったものであります。林業・木材産業の構造改革については、林業と木材産業の体制をどういうふうにしていくかという観点になりますが、今考えております地域の行動計画というのは森林整備にかかわるところについてでありまして、地域において、放き地というのはどのようなところにあって、どのような手法をとって今後整備していくか、あるいは優先分野をつけてどう整備していくか、そういうことを書いていただこうというものであります。

それから、先ほど市町村の話が加倉井先生の方から出ましたけれども、これは、基本的には、県につくってもらいたいと思います、特に出先単位のところにつくっていただきたいと考えています。我々も市町村だけでつくるとするのはなかなか難しいなというふうに思っております。

それから、計画経済の話なのですが、できるだけそういうものにならないよう、いろいろな人たちの参加のもとにつくっていただこうというふうに考えているものであります。

それから、小澤先生の関係ですが、そういう意味で、この書き方で何か読みにくいところがあるかもしれませんが、違った次元といいますか、そういうことを考えているところでありまして。

佐々木会長 ほかに何か。

海瀬委員 先ほどの加倉井委員さんの話とちょっと重複するのですが。

確かにこの対策をずっと読ませていただきますと、非常にわかりやすく、ずっと我々は読めてしまうんです。ただ、これは我々林業といいますか、こういうふうな業界に携わっている者だと背景を知っておりますからなるほどと簡単に読めてしまうのですけれども、それ以外の方が読みますと非常に軽くしか読めないと思うんですね、なるほど、なるほど、森林というのは 3.9%の吸収源を担っているんだというぐらいにしかならないと。ですから、我々、例えば一般的に民間であるとすれば、現状のまま行ったら、これはとて

もじゃないけれども 3.9なんてとんでもないということになっちゃうよと。具体的な数字は挙げにくいと思うのですが、恐らく惨憺たるものだろうと思います。ですから、そういう前提をまず置いて、危機感をあおった上で、したがってこういう対策をやらないと大変なことになってしまうんですよというふうな趣旨のものがもう少し盛り込めたらいいのではないかなと思います。

それからもう1点は非常に細かいことなのですが、これは私が以前からちょっとこだわっているところなのですが、5ページ目の施業経営の委託の問題です、ちょうど真ん中の方にありますけれども。これも確かに非常に重要なことで、我々も進めていこうとしております。現実には私たちもやはりこういうことで委託をされるケースもあるわけですが、ちょっと今引っかけっておりますのが所得税の森林計画特別控除の問題ですとか、それから、これはもうしょうがないと僕は言っているのですが、森林施業計画対象山林の課税価額の云々という、相続税の5%の問題ですね。このあたりがこれをやってしまうと適用対象外になるのではないのでしょうかということで、混乱を起こしております。ですから、裏づけをきちんと作りながらひとつこのあたりの施策というものを出していただきたいと。特に各省庁間の連携ということをされているわけですから、ひとつ全当局との連携もとりながら、政府の総合対策として出せるような形にしていきたいと、そう願っております。よろしくお願いします。

佐々木会長 有馬委員。

有馬委員 今のお話にも若干関係いたしますけれども、6ページの「木材・木質バイオマスの利用促進」ということが出ておりますし、ここに書いてあることはもちろんごもったもなところなのですが、私が一番気になりますのは、この全体が森林吸収源10カ年対策ということできてあるので非常に触れにくいということもあるのかなと思いますが、例えば「再生可能な資源である木材利用」、これは吸収源としてのことを考えているわけですが、現実には木材を使うというのは省エネルギー効果のところが大きいわけですね。他の材料に替わって、木材でできることは木材でやった方がいいというのは大変大きいことです。これは地球温暖化の根源にかかわる、エネルギーを使わないということで。そうすると、これは具体的な意義の中に全部それが入っているのかどうかはわかりませんが、少々このところが余りにもちょっと遠慮しすぎているのではないかなという感じがいたします。

それと、もう1つそれに関係しますけれども、例えば木材利用を促進するということ、

これは当然住民の賛同を得るのが重要でもありますし、公共事業については他省庁との関係だろうと思います。そこのところは、結局、実際に使うというのは他に任ず、要するに、そちらにお任せしているのか、それとも、それを積極的に支援するのかというのが、これがどちらなんだろうかというのがちょっとよくわからない、これがもうちょっとはっきり出てくるといいのですが。例えば利用した人たちは省エネルギーをしたから削減効果で見返りをいただくのか、あるいは、それを鼓舞をする何かをするのか、これは吸収源としてそれでは見るのか、あるいは、それとも両方なのかというようなことがもうちょっと明確に見えるといいのではないかなというような気がいたします。

特にこの木材利用の推進というのはほとんど他の分野ですね。林野で努力される公共事業といたら、多分、そうたくさんあるわけではないでしょうし、2,000万立方、2,500万立方、500万立方という、この500万立方ということを考えてだけでもこれは大変な量だと思いますし。そういうことを考えると、吸収源でやられる範囲内と、それから、他力との連携でやられることのもうちょっと具体的なものがなされる、要するに、その分野がどれぐらいになっているのかという、他の分野がどれぐらい期待しているのか、公共で例えばある土木建設はこれぐらいだと、それに対して木材というものがどれぐらいあるからよろしく頼むと、こういうふうに言われているのかどうか、このあたりがどうももう少しはっきりしないと何か遠慮しがちに物事が書かれているように私には見えるんです。

そういう点で、先ほど言われたように、ちょっとインパクトが足りないなというのはそういうところかなというように私の意見として申します。

佐々木会長 いろいろとお伺いしておいた方がいいのかなと思います、これは答えられないね。

ただ、最終的には、多分このほかにいろいろな広報用の冊子等もつくるのではないかと私は期待しているのですけれども、そういうものの中にそれこそインパクトのあることをいっぱい書いていった方がいいのかなというふうに、こういう政府の文章というのは淡々とした方がいいかなとは思いますが。

どうぞ。

久我委員 今、有馬先生がおっしゃったようなこととちょっと関連するのですけれども、地球温暖化防止のためにはやはり森林の再生ということが必要になってきて、その森林の再生のためには国産材が売れなかったらだめなんですよ。国産材は御承知のように大体2

割しか使われていない。こういう状態で、北欧とか、あるいは北米とか、そういうところから外材が随分入ってきていると。それをある程度 止めるということではないのですけれども、ある程度のセーフガード的なものを発効しなければ、幾ら森林の再生と申しましてもできた木材が売れなければこれは実際には不可能と。この辺は我々木材産業に影響しておるものですから。林野庁に特にお願いしたいところは、国産材が売れないじゃないかと、いろいろと随分努力はしておりますけれども、それが売れていかない。問題は、売れなければこういった森林のCO<sub>2</sub>の吸収ということではできないのではないかとということが言われておりますので、そういったことをもう少し。先ほど海瀬さんがおっしゃったようなことなのですから、やはり山の木材をどう使っていくかということを少し検討しなければ、これは基本的な問題だと思います。

小西林政部長 木材の利用拡大、利用促進、そしてまた、そのために他省庁との連携、それから、積極的に助成または支援をするということは大変大事なことでございます。先ほどCO<sub>2</sub>の抑制効果という点からも木材の利用というのは大変効果があるということでありますので、我々はそれも視野に置いて進めるという方針でございます。

今お話しになった外材輸入との関係でございますけれども、私ども国産材がどうやって外材に対抗し利用促進を図れるかというのはいろいろな点から努力しているわけですが、1つは技術開発がございます、もう1つは川上と川下の連携ということで、地域材については顔の見える家づくり、山側と大工・工務店等のユーザーとの連携を強化していくと。これは今後さらに強めていく必要があるというふうに思います。

また、乾燥材等の生産体制を整備して合板あるいは集成材の生産振興を、これもやっと芽が出てきた段階でございますので、私どもは国産材を使った合板あるいは集成材のシェアをどうやってこれから拡大していくかと、これはもう大変重要な課題だと思っております。

それから、会長がおっしゃったようなセーフガードという観点からすると、これはなかなか、要件の問題、さらにWTOの全体的な貿易の流れからして数量的な抑制というのは無理かなという感じしておりますけれども、いずれにしても、先ほどの繰り返しになりますけれども、国産材をどうやって消費者あるいは住宅メーカー等のユーザーに使っていただけるかと、そのための国産材のよさというのを、実際のメリットを十分にPRしながら進めていきたいというふうに思っております。

佐々木会長 ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

太田委員 二、三の委員の先生が今おっしゃったことは、私は舌足らずでしたけれども、そのことを最初で扱ってほしいというところでは言っているわけで、今回の10カ年対策は吸収源対策ですから これは、日本の森林は一遍蓄積が減ったわけですね、人工林にしる、一般のところにしる、ですから増やすという対策のところでは今これをやっているわけで、ですから短期的なんですよね。ですから、短期的という部分については、まさにCO<sub>2</sub>は全産業の問題なので、そこはやってもらいたいだけでも、そこまでは短期的に、特にこの10年、20年はこれでやれるということなんです、それを打ち出す。

それからもう1つは、しかしそれはやはり限界があることなので長期的な戦略が必要。その長期的な戦略というのは、有馬先生が言われたように、使う、あるいはそれが代替エネルギー効果というふうなことになってくるわけで。ですから、私、個人的な感覚では、この短期的なことよりも、さらに長期的なことではやっていかないと森林全体のこれからの問題としてはカバーできないだろうというふうに思っておりますので、先ほどの加倉井委員の話ですとすれば、今は我々の方が何とか頑張っているんだということを全産業界に話をするといったようなこういう形、それと同時に、長期戦略の方もきちんと、PRというか、わかってもらうということが必要ではないかなというふうに思います。つけ足してございます。

佐々木会長 よろしゅうございますでしょうか。ほかに何かございますか。

どうぞ。

新木企画課長 先ほど海瀬委員の方から、この5ページでございませうか、森林所有者の意欲ある担い手への施業、経営の委託の積極的な推進と税制との関連がございましたけれども、今確認を急いでおりますが、施業計画の対象となりますれば、例の所得税の20%であるとか、そういうものが対象になると。

海瀬委員 国税庁からは、森林施業計画を有する者となっているので、あなたが立てていなかったら、あなたは有していないんじゃないですかと。

新木企画課長 これは大変失礼いたしました。

海瀬委員 ですから、恐らく国税局と話はつけられているのだと思うのですけれども、下に流れていない。

新木企画課長 わかりました。ちょっとその辺はもう一度確認いたしまして。大変失礼いたしました。

佐々木会長 ありがとうございます。

いろいろとご意見をいただきましたが、国民協力、NPOとかNGOの活動空間だとか、民有林の吸収量についてはインセンティブが必要ではないかとか、そういういろいろな問題をいただきましたし、それから、他省庁との連携の部分に木材の需要を増やしていこうというような話、それから、木材として使われるのは、単に炭酸ガスを吸収したのを使っていくということではなくて、逆代替として非常に大きいと、鉄を使うより木材を使った方が炭酸ガスの排出量は物すごく減るといようなことも含めて考えてほしいといような話もありましたし、いろいろと、労働力の問題等もありましたが、大体委員の方々のご意見は出尽くしたようでございますので、本日、農林水産大臣から諮問を受けました「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策（案）」につきまして、いかがでしょうか、おおむね妥当ではないかというふうに思われますので、林政審議会として妥当である旨の報告をしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木会長 それでは、一応異議なしということでございますので、案については基本的には異存はないということですが、具体的な事業内容の表現ぶりを含めまして、字句の修正等につきましては会長一任ということで近日中に私の方から農林水産大臣の答申することにしたのですが、皆様のご賛同は受けられますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木会長 それでは、そうさせていただきたいというふうに思います。

それでは、本日の議題は終了いたしました。以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思えます。

委員の皆様には本当に熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局に戻りたいと思えます。

佐藤林政課長 事務局でございますが、明年1月5日をもちまして現在の林政審議会の委員の方々の任期が参ります。

委員の改選に当たりましては、佐々木会長をはじめ、17名の方々がご退任される予定でございます。この場をお借りいたしまして、林野庁長官より、御礼のごあいさつをさせて

いただきたいと存じます。

退任される委員の方々をご紹介させていただきます。

佐々木会長、井本委員、大國委員、大沢委員、小澤委員、加藤委員、久我委員、小林委員、佐川委員、瀬田委員、田中宏尚委員、田中幸雄委員、田部井委員、速水委員、松本委員、安原委員、吉田委員、以上の方々でございます。

それでは、長官からよろしく願いいたします。

加藤林野庁長官 本日は、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に大変にご熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

退任される皆様に対しまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

審議会のあり方につきまして、委員の人数であるとか、年齢であるとか、在任期間であるとか、省庁との関係であるとか、政府の考え方が示されたところでもございまして、今回はそれに基づきまして林政審議会を見直すということにいたしましたところでもございますので、大変多くの方々も退任という形になったわけでもございます。特に佐々木会長におかれましては、平成6年3月から旧林政審議会の委員にご就任をいただき、平成10年8月から今日まで会長の要職を務めていただいたわけでもございまして、長きにわたりまして大変なご尽力をいただいたわけでもございます。心からお礼を申し上げたいと思っております。また、ほかの委員の皆様方におかれましては、旧林政審議会や中央森林審議会から引き続き委員のご就任をいただいた方もいらっしゃるわけでもございまして、いろいろな場面でいろいろなご議論をいただいたところでもございます。このことにつきましても心からお礼を申し上げたいと思っております。

なお、今回、特に13年1月以降、新たな林政審という形で発足をいたしましたわけでもございますが、発足時にはすぐに37年ぶりの林業基本法の改正という議論がございまして、そこから取り組んでいただいたわけでもございます。このことにつきましては、森林・林業基本法という形で成立させていただいたところでもございますし、すぐに森林・林業基本計画、全国森林計画の見直し等々のお願いをしたところでもございます。

これらにつきましても多大なご意見をいただいたところでもございまして、我々といいたしましては、皆様方の本日のご意見も含めて、今後とも林政の充実に努力をしてみたいというふうに考えているところでもございます。多大なご尽力を賜りましたことについて改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い

申し上げます、簡単でございますがお礼のごあいさつにさせていただきたいと思ひます。本当にどうもありがとうございました。

佐藤林政課長 それでは、退任される委員の皆様を代表いたしまして、佐々木会長から一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

佐々木会長 まず、私自身のことから話させていただきたいと思ひますが。ここにお出での委員の皆様方には、私の在任中すっかりお世話になりまして、ご協力をいただき、無事これまでやってこられましたことを感謝したいと思ひます。今回は17人の委員の皆さんも辞められるわけですけれども、残られた方々、これからも大切な林政の転換期でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

私がこの委員になりましてからかなりの年月でございますが、前会長の古橋委員のときに、まず国有林の改革案がございまして、そのとき以来、この森林基本計画等の非常に大きな転換期でありまして、私の先輩であります林政学の先生に私は捕まりまして、あるとき廊下で聞かれたのですが、佐々木、おまえ、林野庁ができてから3回大転換があったんだと、一番最初は明治時代で、それから、国有林と御料林の統一が言われました、それから、今回の3回だと、その3回のうちの最後の一番の大きな転換期におまえはいるのだけれども、そのことに理解があるのかというふうに言われましたけれども。

本当にそういう意味で私たちはこの委員の先生方のご協力で、この大転換期、いわゆる国有林が国民の森林になりつつあるという大転換期だと僕は思っていますけれども、そのときにこういうふうなことになったということで、皆さんと一緒にやってこれたことに非常に感謝いたしております。殊にきょうの議論はまさに、国だけではなくて、全世界というか、地球の生物圏をいかに守っていくかという大きな視点から見ないといけないと思うので、これから残られた委員の方々にはよろしくご議論願ひたいというふうに思ひますし、まだ林野庁にはほかの問題も山積みにはしていないかというふうに思ひますが、ただ、転換期が来たという意味で、いろいろなことに新しい改革が必要なんだというふうに思っております。

そういうことで、これから林野庁の方々も、それから、残られる委員の先生方も、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

本当にありがとうございました。

佐藤林政課長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、長時間にわたりましてご審議をどうもありがとうございました。

以上で林政審議會を終わります。

午後 3 時 4 2 分 閉会